学校選択制見直しの基本方針

前橋市教育委員会

１　前橋市における学校選択制導入の背景

「前橋市立小学校・中学校の就学区域及び適正規模について（答申）」を受け、平成１６年度から市内全ての小中学校で、一定条件の下、学校選択制が導入された。

（１）学校選択制導入のねらい

（国）

①「学校の活性化」及び「保護者が学校に積極的に関わる意識や責任感の向上」などへの期待

②通学区域の弾力化の視点に立ち、「子どもの個性や希望に応じた学校選択の保障」「地域に開かれた特色ある学校づくり」を推進

（前橋市）

①各学校における特色ある学校づくりを推進する。

②児童生徒及び保護者が学校のよさや通学距離・安全面等を考慮し、就学すべき学校を自らの意志で選択できるようにする。

③上記①、②を通じて本市学校教育全体の充実・向上を図る。

・学校における教職員の意識改革の一層の推進

・児童生徒及び保護者における積極的な学校との関わりと協力関係の維持

（２）学校選択に関する規則(平成 14 年 12 月 25 日前橋市教委育委員会規則第 12 号)

①学校選択の要件

・市内に居住する就学予定者

・市外に居住し、本市に転入する児童生徒等

②学校選択の範囲

児童生徒が自力で通学することが可能な範囲（小学校にあっては４キロメートル以内、中学校にあっては６キロメートル以内）

③受け入れ人数

学校ごとに受け入れ人数を決定し、保護者に周知するとともに、希望者が受入数を超えた場合は公開による抽選を行い入学者を決定する。

④学校選択申請書の提出

学校選択希望者は期間内に申請書を教育委員会に提出する。

2　学校選択制導入の成果

学校選択制の利用者は別表のように、導入後増加している。

とりわけ小学校・中学校ともに、住居から近い学校を選択できるようになったことにより、児童生徒の安全確保がより保てるようになり、保護者の願いに応えることができたと言える。

さらに、中学校へ進学した児童が自ら取り組みたい部活動に取り組むことができる環境が整えられ、中学校生活への期待を高めることができた。

一方、選択対象とされる学校では、日常的に特色ある学校づくりは進められているものの、さらに自校の特色をアピールしようとする意欲付けとなる面があったとも考えられる。

（別表）学校選択制の申請者数の推移

年　度	小学校	中学校	計
平成１６年度	１１６人	８５人	２０１人
平成１７年度	１４７	１４７	２９４
平成１８年度	１７６	１８４	３６０
平成１９年度	１８３	２２８	４１１
平成２０年度	１９８	２６３	４６１

3　学校選択制の課題

学校選択制の導入後、５年が経過する中で、利用者は増えている一方で、下記のような課題が生じている。

（１）地域自治会・子ども会育成会等、居住地域との関係の希薄化

学校選択制を活用した児童生徒は学校での友人関係や学校行事との兼ね合いから、居住地の子供会や自治会、地域の健全育成団体等の行事に参加する状況が少ないとともに、通学している学校区の地域の行事にも参加することが少なく、児童生徒と地域との関係の希薄化が指摘されている。また、学校教育を充実させる上でも地域の教育力の支援は欠かすことができない。

したがって､子どもたちと地域との関係の希薄化は改善すべき課題と言える。

（２）登下校の安全面の確保の困難化

指定された学校区域以外から、学校選択制で希望した学校へ通学するため、通学区域内のウォーキングバスの利用が難しいとともに、地域での見守りも十分にできないなど、登下校の際の安全面の確保が困難となっている。

また、４キロメートル、６キロメートルという距離の妥当性を見直す必要がある。長距離から通学する児童は、個人的な送迎が増加することになり、学校周辺の事故対策の必要性が生じている。

（３）生徒数の偏りの発生

学校選択制の活用により、決まった特定の学校の生徒が減少している中学校の実態がある。こうした状況により、該当校では生徒数が大幅に減少し、望ましい学習環境が確保できなかったり、教科担任制等の学校経営上で支障が生じたり、部活動が成立し得ないで淋しい思いをしている生徒がいたりする。学校では生徒数の減少を防ごうと努力をしており、成果もあげてきているが、こうした生徒数の減少の流れを止めることは難しい。

（４）学校選択制導入の目的から外れた状況の存在

学校選択制の導入のねらいは１ページの（前橋市）①②③の３つの大きなねらいを持ったものであったが、そうしたねらいによった選択となっていない状況が一部に見られる。例えば、学習状況や生徒指導面の噂や風聞による選択となってしまっていることや、中高一貫校の受験や附属中学校受験の予防策とも見えるような事例がある。

（５）その他

①受け入れ枠を超えた抽選者への配慮

兄弟、姉妹等が別々の学校に通うという問題への対応

②市内転居の場合の取扱

学校選択は１回のみとしたことにより生じた問題

（学校選択を１回にだけと限定したことにより、就学後に市内転居すると最も近い学校を選択できない事例が生じた）

４　学校選択制見直しの基本的考え方

学校選択制については、前述のように成果を得た一方、様々な課題も生じている。

なお、子どもたちは地域によって育まれ、各学校の教育風土（校風）も地域との連携の中から醸し出され、引き継がれてきたものである。子どもたち、学校にとって、地域は大切な役割を果たし、今後も地域の果たす役割は大きく、地域の教育力を高めることは現代社会の大きな要請でもある。

そこで、平成２２年度入学者をもって学校選択制は廃止することとする。それに

伴い、通学区域を尊重し、原則、通学区域の指定学校に通学することとする。ただし、学校選択制で得られた成果のうち、通学距離の近さに関しては生かすこととし、「前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の別表第３「指定学校の変更に関する基準」に別記１のとおり追加する。

なお、成果のうち、通学距離以外の部活動及び特色ある学校づくりに関しては、別記２のとおり対応することとする。また、学校選択制廃止に伴う経過措置として、兄弟姉妹関係及び中学校入学については配慮することとする。

別記１

【自宅から指定された学校までの直線距離が、(１)ある一定の距離を超える場合であって、(２)通学距離が著しく短くなる場合には、指定学校の変更ができるものとする。】

（１)ある一定の距離を超える場合とは、自宅から指定学校までの直線距離が、小学校で１．５ｋｍ超、中学校で２ｋｍ超の場合をいう。

（２)通学距離が著しく短いとは、自宅から希望する学校までの直線距離が、自宅から指定学校までの直線距離の二分の一以下である場合をいう。

上記の申請は、小学校、中学校ともに新一年生の時にできるものとする。ただし、市内転居の場合、新一年生に限らず申請できるものとする。

※　指定学校の変更に関する基準への盛り込み方は（別紙１）のとおり。

別記２

（１）部活動の選択幅の拡大は、今後本市で進める学校の適正規模化により応えるとともに、適正規模化されるまでの間は、複数の学校で連携して行うよう努めるものとする。

（２）各学校で展開されている「特色ある学校づくり」は、本市教育委員会の施策である「特色ある学校づくり支援制度」を充実させることにより、一層の推進を図ることができると考える。

（３）兄弟姉妹関係については、兄姉が学校選択制を利用して小学校へ通学している場合、又は兄姉が平成１６年度から平成２２年度の間に指定学校を変更した小学校に現に通学している場合、弟、妹も同じ小学校へ入学することができるものとする。

（４）学校選択制を利用して平成２２年度以前に小学校へ通学している児童又は、

平成１６年度から平成２２年度までの間に指定学校変更（理由が留守家庭の場合に限る）により通学する小学校を変更した児童は、経過措置として通学している小学校の学区内の中学校へ通うことができるものとする。

（別紙１）指定学校の変更に関する基準から抜粋

理　由	承諾基準	添付書類
３　身体等に関し、理由がある場合		
４　通学距離に関し、理由がある場合	就学予定者又は転居先が市内である学齢児童若しくは学齢生徒に係る学校の指定の変更であって、次のいずれにも該当する場合 ア　指定された学校と自宅との間の直線距離が、学齢児童にあっては１．５キロメートル超、学齢生徒にあっては２キロメートル超である場合 イ　通学を希望する学校と自宅との間の直線距離が、指定された学校と自宅との間の直線距離の２分の１以下である場合	
５　前各号に掲げる理由のほか、特別な理由がある場合		

※ 学校選択制に係る経過措置は、「５　前各号に掲げる理由のほか、特別な理由がある場合」に教育委員会として定めるものとする。具体的には次のとおり。

○ 就学予定者に係る小学校の変更であって、次のいずれかに該当する場合

（１）兄又は姉が学校選択制により選択した小学校であって、当該兄又は姉が現に通学する小学校への通学を希望する場合

（２）兄又は姉が指定学校変更により変更した小学校（当該指定学校変更が平成１６年度から平成２２年度の間に行われた場合に限る。）であって、当該兄又は姉が現に通学する小学校への通学を希望する場合

○ 就学予定者に係る中学校の変更であって、学校選択制により選択した小学校へ平成２２年度以前に入学した児童又は平成１６年度から平成２２年度までの間に指定学校変更（理由が留守家庭の場合に限る）により小学校へ入学した児童が、現に通学する小学校の通学区域内に存する中学校への通学を希望する場合

○学校選択制を見直します

－見直した結果は、平成２３年４月から実施します。－

本市が平成１６年度から導入した「学校選択制」は、一定の成果を得た一方で、子どもと地域との関係の希薄化が見られるとともに、児童生徒数の偏りによる教科指導や部活動への支障が懸念されます。

そこで、学識経験者、行政自治委員代表、保護者代表からなる「前橋市立小中学校学校選択制検討協議会」を設け、「学校と地域との関わりを大切にする」「どの学校においても児童生徒に一層望ましい教育環境を提供する」という考えを基本に協議を重ね、次のように見直すことにいたしました。

項目	現行（平成１６年度～２２年度）	見直し後（平成２３年度から）
①制度の利用について	平成２１・22 年度入学者は学校選択制を利用できます。	平成 22 年度入学者をもって学校選択制は廃止します。平成２３年度入学者からは、原則、通学区域の指定学校に通学することになります。ただし、項目②③④「見直し後」の条件に該当する場合は、指定学校の変更により学校を変更することができます。
②通学区域に関する条件について	学校選択制により、自宅から学校までの直線距離が、小学校にあっては 4 キロメートル以内、中学校にあっては 6 キロメートル以内の学校であれば、選択することができます。	・小学校は、自宅から指定学校までの直線距離が 1.5 キロメートルを超え、かつ希望する学校までの直線距離が指定学校までの直線距離の 2 分の 1 以下の場合、希望する学校に通学することができます。 ・中学校は、自宅から指定学校までの直線距離が 2 キロメートルを超え、かつ希望する学校までの直線距離が指定学校までの直線距離の 2 分の 1 以下の場合、希望する学校に通学することができます。【 ☞***裏面参照*** 】
③兄弟姉妹の扱いについて	考慮していません。 	【経過措置 1】学校選択制を利用して小学校に入学した兄・姉が在学している場合、弟・妹の希望があれば、同じ小学校に入学できます。また、平成１６年度から平成 22 年度までに転居の理由により指定学校を変更し、学区外の小学校に入学した兄・姉が在学している場合も同様とします。
④中学校入学の扱いについて	学校選択制を利用し、項目②の条件の中で希望の中学校に入学できます。（ただし、受入人数を超える場合は抽選になります）	【経過措置 2】学校選択制を利用して小学校に入学した児童は、その選択した通学区域の中学校に入学できます。また、平成１６年度から平成 22 年度までに留守家庭の理由により指定学校を変更し、学区外の小学校に入学した児童も同様とします。（ただし、【経過措置１】により入学した弟・妹はこの【経過措置２】の適用はありません）
⑤規則について	前橋市立小学校及び中学校の学校選択に関する規則　→　廃止します。	前橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(指定学校の変更)　→　項目②③④「見直し後」の条件が追加されます。

※不明な点は、学校教育課へお問い合わせください。

【事例紹介】

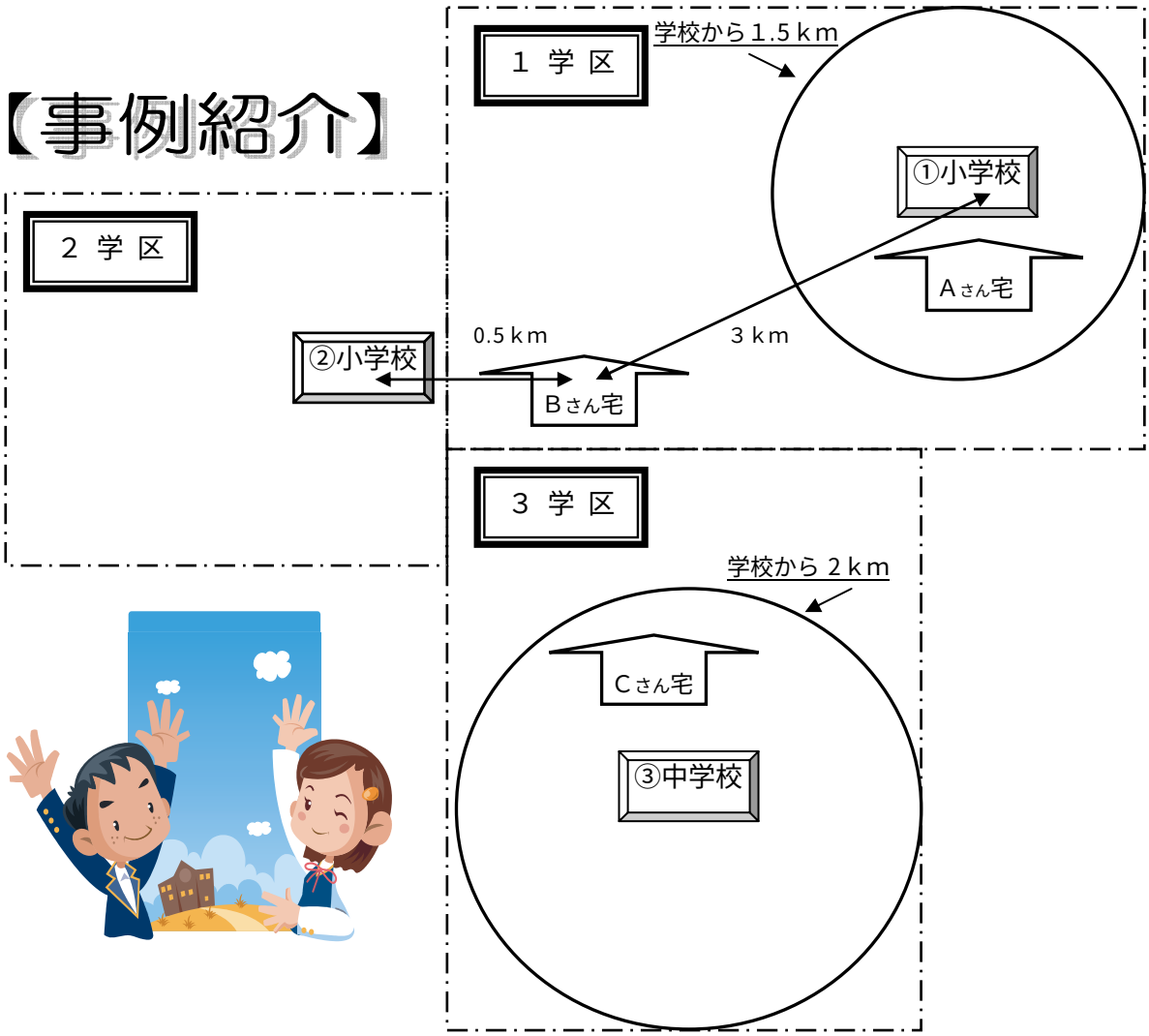

【Ａさん】指定学校である①小学校までの直線距離が 1.5ｋｍ以内のため、①小学校に通います。

【Ｂさん】指定学校は①小学校であるが、直線距離で 1.5ｋｍを超え、かつ、②小学校までの直線距離が、①小学校の直線距離の 2 分の 1 以下になるので、希望があれば、②小学校に変更することもできます。

【Ｃさん】指定学校である③中学校までの直線距離が 2ｋｍ以内のため、③中学校に通います。

【問い合わせ先】

前橋市教育委員会 指導部 学校教育課 管理保健係

TEL ０２７－８９８－５８１５